

## 「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2の規定に基づき、調査の実施に関する指針を次のとおり定める。

### 1 基本的な考え方

公表項目の正確性を確保しながら、効率的な調査の実施や調査による事業所の事務負担の軽減を図るという視点から、次のとおり調査を実施する。

#### (1) 新規指定時

##### ア 対象

全事業所

##### イ 方法

書面調査

#### (2) その他

##### ア 対象

外部評価を受けていない事業所のうち、次のいずれかに該当する事業所

- ① 報告内容に疑義があり確認、修正に応じない事業所
- ② 報告内容に相当程度疑義がある事業所
- ③ 公表内容が事実と異なると、利用者等から通報がある事業所
- ④ 自ら調査の実施を希望する事業所

##### イ 方法

実地調査

### 2 他制度の情報の活用

調査にあたっては、必要に応じて次の情報を活用する。

- (1) 実地指導により入手した情報
- (2) 指定事業者の登録情報
- (3) 業務管理体制の届出情報

### 3 調査結果

- (1) 調査により入手した情報は、原則として全て公表する。
- (2) 調査により入手した情報から改善が必要な事項が判明した場合は、指導監査部門と連携し対応する。

#### 附 則

この指針は、平成24年10月1日から施行する。